

宇 治 市 公 報

宇治市宇治琵琶33
発行 宇 治 市
総務・市民協働部
総 務 課
電話 22-3141 番
印刷 宇治市五ヶ庄北ノ庄17-7
株T-Flap

目 次

告 示

- 告示第32号 令和7年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧……………（税務課）…2
- 告示第33号 市道路線の区域の変更……………（建設総務課）…2
- 告示第34号 市道路線の供用の開始……………（建設総務課）…2

告示

宇治市告示第32号

令和7年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和7年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を、次のとおり行います。

令和7年3月21日

宇治市長 松村 淳子

縦覧場所 宇治市総務・市民協働部税務課

縦覧期間 令和7年4月1日から4月30日まで
（土曜日、日曜日及び祝日を除きます。）

縦覧時間 午前9時から午後4時30分まで

縦覧対象者 固定資産税の納税者及びその代理人

※ 納税者本人であることが確認できる書類が必要です（例：納税通知書・課税明細書・マイナンバーカード・運転免許証・旅券等）。

※ 納税者の代理人が縦覧するときは、納税者本人が作成した委任状及び代理人本人であることが確認できる前述の書類が必要です（同居の親族又は納税管理人は、納税通知書又は課税明細書を提示することにより、委任状に代えることができます。）。

審査の申出 固定資産課税台帳に新しく登録された固定資産の価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間に、宇治市固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

宇治市告示第33号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年3月21日から14日間

令和7年3月21日

宇治市長 松村 淳子

路 線 名	区 間	前 後 別	幅員 (m)	延長 (m)	備 考
三 十 五 落 合 線	横島町目川 2 5 番地の 4	前	1 0 . 0	1 0 8 . 0	
	横島町目川 2 0 番地		～ 1 0 . 2		
	横島町目川 2 5 番地の 4	後	1 4 . 9	1 0 8 . 0	
	横島町目川 2 0 番地		～ 1 5 . 4		
菟 道 2 2 号 線	菟道西中 1 番地	前	1 . 5	2 9 . 2	
	菟道西中 3 番地の 2 先		～ 2 . 2		
	菟道西中 1 番地	後	3 . 0	2 9 . 2	
	菟道西中 3 番地の 2 先		～ 3 . 6		

宇治市告示第34号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和7年3月21日から14日間

令和7年3月21日

宇治市長 松村 淳子

路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
三十五落合線	榎島町目川25番地の4 榎島町目川20番地	令和7年3月21日
菟道2号線	菟道西中1番地 菟道西中3番地の2先	令和7年3月21日